

○山梨市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成18年6月30日

告示第109号

(目的)

第1条 この要綱は、既存木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、山梨県木造住宅耐震診断技術者を派遣し耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図り、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 山梨県木造住宅耐震診断技術者 山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会又はそれと同等以上であると知事が認める講習会の受講修了者をいう（以下「耐震診断技術者」という。）。

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ (財)日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行う精密診断

(対象建築物)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、次の各号の全てに該当する住宅（以下「既存木造住宅」という。）とする。ただし、既に本要綱に基づき耐震診断を実施したものは除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

(2) 木造在来軸組工法で建てられた住宅

(3) 2階建て以下で延床面積300平方メートル以下の住宅（長屋、共同住宅及び借家を除く。）

(4) 個人が所有する山梨市内に在る住宅で、居住している又はこれから居住する住宅

(5) 併用住宅については、延床面積の過半が住宅として使用されている住宅
(耐震診断事業)

第4条 市長は、前条に規定する既存木造住宅に耐震診断の事業を実施するため、耐震診断技術者の派遣を行うことができる。

2 前項の派遣の費用については、市の負担とする。
(実施対象者)

第5条 この要綱において対象となる者は、既存木造住宅の所有者又は所有者の三親等以内の親族（賃貸借契約等による使用形態でないもの）とする。
(業務の委託)

第6条 市長は、耐震診断の事業の一部を委託することができる。
(申請手続き)

第7条 第4条第1項の規定による耐震診断を申し込もうとする者は、山梨市木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
(耐震診断技術者の派遣の決定)

第8条 市長は、前条に規定する診断申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断技術者の派遣を決定したときは、山梨市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣を決定する場合において、必要があるときは、当該耐震診断技術者の派遣について条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、同項の規定による通知書によりその理由を記載して、当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知書の内容に変更が生じたときは、山梨市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書（様式第3号）をもって当該申込者に通知しなければならない。

(耐震診断の取り止め)

第9条 耐震診断の申込者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長にその旨を通知しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の取り消し)

第10条 市長は、耐震診断技術者の派遣の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他の不正の行為により耐震診断技術者の派遣の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の弁償)

第11条 市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断の実施部分にかかる費用の弁償を命じることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第12条 市長は、耐震診断の申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日告示第56号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第56号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第134号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第61号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日告示第 号）

この告示は、令和7年3月31日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条第1項関係)

様式第3号 (第8条第4項関係)